

2018年9月14日

各位

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

国内製造業で初めてのグリーンボンドの事例となる **「日立造船グリーンボンド」の引受けについて**

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社(取締役社長 荒木 三郎、以下当社)は、このたび、日立造船株式会社(以下、日立造船)が発行するグリーンボンド⁽¹⁾(3年債 50億円)の引受けにおいて事務主幹事および Green Bond Structuring Agent⁽²⁾を務め、本日、同グリーンボンドの条件が決定されましたことをお知らせします。

日立造船は「エネルギー」と「水」の環境分野をコア事業領域として、ごみ焼却発電をはじめ、風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの普及への取り組みを通じて、循環型社会の実現に貢献することを目指しています。中でも、日立造船は、ごみの衛生的な処理およびこれらを燃料として発電し電力を供給することができる、ごみ焼却発電施設事業を世界中で手掛けており、日立造船グループの主力事業として日本やアジア、欧州を中心に 900 件以上におよび世界トップクラスの実績を有しています。今回のグリーンボンドの発行で調達された資金は、CO2 排出量の削減効果が認められるごみ焼却発電施設にかかる資材購入等の費用としての運転資金に充当される予定です。日立造船は、グリーンボンドの発行により資金調達手段の多様化を図るとともに、より環境にやさしい施設の導入を図っています。

「日立造船グリーンボンド」は、適格性と透明性の確保および投資家への訴求力向上のため、第三者評価として、リスクマネジメントに関する先駆的国際機関である DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社からセカンドパーティオピニオンを取得しています。なお、「日立造船グリーンボンド」に係る第三者評価の取得について、環境省の平成 30 年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業⁽³⁾の補助金交付対象となっております。

2006年に国連責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)が制定されて以来、世界の ESG⁽⁴⁾投資が拡大していることを受けて、資金用途を環境対策事業とするグリーンボンドや社会貢献事業とするソーシャルボンド、両方の特性を有するサステナビリティボンド等の発行は増加傾向にあります。引き続き、当社は、企業・経済の成長と社会・環境との両立の観点から、ESGをテーマとした債券の引受けを一層推進するとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(本件グリーンボンドの概要)

債 券	名	日立造船株式会社第 26 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)
取 得 格	付	BBB+(JCR)
年 限	限	3 年(2021 年 9 月 21 日償還)
発 行 額	額	50 億円
利 率	率	0.24% / 年
払 込 期	日	2018 年 9 月 21 日
主 幹	事	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社

Green Bond Structuring Agent : 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

- (1) 環境事業に要する資金を調達するために発行する債券。日立造船株式会社のグリーンボンドは、国際資本市場協会(International Capital Market Association:ICMA)が定義する「グリーンボンド」の特性に従った債券である旨、第三者機関による評価を取得している(第三者機関:DNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社)。
- (2) グリーンボンドのフレームワークの策定およびセカンドオピニオン取得の助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行う者。
- (3) グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対し、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。
 - (1)グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
 - ①主に国内の低炭素化に資する事業(再エネ、省エネ等)
 - ・調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
 - ②低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・低炭素化効果 国内の CO2 削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
 - (2)グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
 - (3)いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと
- (4) 環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の英語の頭文字を合わせた言葉。

以上